

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 産業建設分科会		会議場所 第2委員会室
			担当職員 三宅
日 時	平成28年9月27日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 10 時 38 分
出席委員	小島、○並河、齊藤、菱田、藤本、明田、湊		
出席理事者			
出席事務局	三宅主任		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名()

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

(小島委員長あいさつ)

2 委員長報告の確認

[小島委員長 委員長報告朗読]

<湊委員>

指摘要望事項は菱田委員の意見に基づくものであるが、認識の共有を図るためにも再度その趣旨を説明願いたい。

<菱田委員>

委託料の中に、雑水川の雨水排水に係る調査委託が含まれていたが、他所においてもそのような必要箇所が見受けられるため、雑水川はもちろんとし、早期に実行願いたいという意図である。

<湊委員>

現場の状況は。

<菱田委員>

下水道課長の説明では、雑水川へ流入する区域の雨水について、どのような状況であるのか調査を業務委託したということであったが、今後、その調査結果に基づき、早急に解決策を講じていくにあたり、河川改修と合わせて実施する必要があるため、京都府と連携して進めてほしいということ、また、そこだけではなく、三宅町等でも浸水箇所があるため、対策を講じてほしいということで提案した。

<湊委員>

三宅町の箇所は。

<菱田委員>

小柴産婦人科医院の南側であり、以前、年谷川から取水して農業用水として柏原方向に配水していた水路があったが、現在では農地がなくなったために水の保全能力が下がり、一気に溢水する状況となっている。また、上流から下がりT字路になっている箇所もあり、早急に対応してほしいという声は以前から出ている。今回の雑水川に関連しての意見である。

< 湊委員 >

開発地域等の排水路整備と雨水排水整備をどのようにすみ分けているのか、現場によってわかりにくい。

< 菱田委員 >

雑水川については、以前にも北町等で被害を受けており、その原因としては、一気に降った雨が道路側溝、農業排水等の用水路を含めて雑水川に流入したが、雑水川の改修が進んでいない状況により、現状で排水がうまく機能しなかったことによる。その対策としての調査委託であるが、調査したままで対策を実行しなければ同様の被害が生じるおそれがある。他の箇所でも起こり得ることから、提言すべきことと考える。

< 湊委員 >

雨水排水計画の具体化という点ではどうか。

< 菱田委員 >

当時、所管部長に質したところ、雨水排水については下水道事業で実施するものであると答弁されていた。よって、今回質疑したものであり、ほ場整備や区画整理等と合わせて取組む旨の答弁をされていたが、そうではなく、雨水排水計画というのは、浸水している箇所について、その被害を低減していこうというのが本来の目的であり、実際に住宅地が浸水被害を受けていることから、取り上げたものである。

< 小島委員長 >

以上により各委員とも認識を共有したものとする。

3 事務事業評価結果の確認

[小島委員長 各事業評価結果に基づき説明]

< 湊委員 >

質疑の中では厳しい意見が出ていたので、評価結果の付帯意見としてはもう少し厳しい表現にできればと考えるが。具体的にどのように見直しを求めるのか。

< 小島委員長 >

これに関して意見はないか。

< 齊藤委員 >

利用者のニーズをよりの確に把握して速やかに対応するよう、見直しを求めるのが趣旨である。

< 明田委員 >

「利用者のニーズ」という部分をより具体的に表現すればどうか。

< 並河副委員長 >

質疑の中から抽出して、何を改善すべきなのか具体的に盛り込めばよいのでは。

< 小島委員長 >

質疑の中でどのような意見を取り扱うのか。

< 事務局 >

当該事務事業に関しては、都市公園 3 3 箇所と亀岡運動公園・さくら公園の 2 つの

都市公園事業について、それぞれ指定管理により業務委託を行う内容であったが、質疑・評価では主に亀岡運動公園に係る意見が出されていた。ただし、評価結果としては、公園緑地管理経費という事業を全体的に捉えた中で、指定管理者制度の活用に関しての指摘意見としてまとめられた。今の意見により、具体的に扱うのであれば、まず、亀岡運動公園に関しての意見として付記すべきなのか、整理願いたい。

< 藤本委員 >

要するにまとめると、市と指定管理者との業務分担を明確にすることが必要であると考えるので、その旨を付記すればよいのでは。

< 齊藤委員 >

指定管理者に業務委託する一方で、市の負担を投げかけることになるので、それはちょっと違うのではないか。

< 小島委員長 >

その点については、指定管理者と協議して対応しているとのことであった。

< 齊藤委員 >

運動公園に関しては、要望がある場合にどこに言えばいいのか、また、定刻にならないと開かず、準備等が間に合わないなど、指定管理者による利用者への利便性が感じられない面があり、改善してほしいという思いである。

< 小島委員長 >

文言としてどのように整理すべきか。

< 事務局 >

ここで取り扱う事務事業評価の附帯意見とは、実際の評価時において、委員長のまとめた意見として掲載するのが基本であり、その時に出た意見の範囲を超える内容を掲載すべきではないと考える。評価意見をまとめられた際、「利用者のニーズによりの確かつ速やかに対応されたい」という内容で合意されたことを受けての現文案である。

< 小島委員長 >

そのようにまとめた経過があるので、理解願いたい。

< 菱田委員 >

それでは、先ほど事務局の意見にあったように、亀岡運動公園に係る内容が主であったので、亀岡運動公園に関しての意見とすべきなのか確認すべきと考えるがどうか。

< 小島委員長 >

評価意見の趣旨としては、亀岡運動公園に関しての指摘であるが、それが現文案で伝わるものか。

< 湊委員 >

一般には伝わらないであろう。都市公園 3 3 箇所に係る指摘は特になかった。亀岡運動公園に係る内容として明確にすべきであり、市民に対してもその趣旨が伝わるよう付記すべきである。

< 小島委員長 >

それでは、亀岡運動公園に関する意見として付記することで整理したいが、どのように修正するか。

<事務局>

評価の附帯意見として、亀岡運動公園の管理運営に関して改善を求めるという具体的な意見とするならば、「亀岡運動公園については、」を冒頭に付記すればよいのではないか。ただし、そこに限定した意見となるので、確認願いたい。

<小島委員長>

さくら公園や緑花協会に指定管理している都市公園３３箇所については、特に指摘すべき点はなかったので、そのように取扱いたいかどうか。（了）

<小島委員長>

それでは、評価意見としては「亀岡運動公園については、利用者のニーズによりの確かつ速やかに応えられるよう…」というように修正する。（了）

～ 散会 １０：３８